

西水元地区震災復興まちづくり訓練

第2回

～復興の手がかりを探そう～

令和7年12月13日（土）14:00～16:30

開会

- 1 第1回（ガイダンス）の振り返り
- 2 講義「葛飾区の被害想定と地域協働復興を知ろう」
- 3 グループワーク①〈復興の手がかりを探そう〉
《休憩》
- 4 グループワーク②〈被災後の『住まい』の復興を考えよう〉
- 5 発表
- 6 講評

閉会

復興まちづくり訓練の流れ

10/15（水）第1回

復興について学ぶ

- 区の防災対策や訓練の概要をご説明します。
- 被災地での課題を理解し、地域協働復興・事前復興の重要性を学びます。
- 特別講演により「地域のまとまりが早期の復興を促した神戸の事例」について、学びます。

12/13（土）第2回

被災後の『住まい』の復興を考えよう

- 地域協働復興の流れ、体制等について学びます。
- 被害が予想される箇所や復興資源について、事前に区が点検した結果をもとに、西水元地区の復興で重要な資源や課題を話し合います。
- 被災者になりきって、生活再建や仮住まいの確保について、話し合います。

2/7（土）第3回

被災後の都市の復興を考えよう

- 訓練用の被害想定を踏まえ、町会長になったつもりで復興方針について、話し合います。
- 訓練のまとめとして「西水元地区震災復興の進め方」を検討します。

1 第1回（ガイダンス）の振り返り

10/15、第1回の結果・・ふっこう訓練通信・創刊号（資料1）

西水元地区

基盤区

第1号
発刊号

ふっこう訓練通信

令和7年11月／発行：葛西江原春示整備部町会計課課長（担当：田上・山本・石垣）／電話：03-5654-3382

西水元地区震災復興まちづくり訓練がはじまりました！

10月15日（水）18時半から「西水元地区 震災復興まちづくり訓練 第1回訓練」を開催しました。

「震災復興まちづくり訓練」とは、西水元地区が被災した場合を想定して「どのように住まいを再建するか」「どんなまことに復興していくか」を地域の皆さんと区職員で話し合う訓練です。訓練を通して、震災時に地域の皆さんと一緒に「復興を進めていくための手引きとなる「西水元地区震災復興の進め方」」をまとめる予定です。この「ふっこう訓練通信」では、各回の訓練の様子をご紹介します。

当日の資料などは、区のホームページでご覧いただけます。

トップページ→暮らし・手続き→安心・安全・防災・国民保険→震災復興まちづくり訓練について

今後の訓練スケジュール

会場：元水元町会スポーツセンター体育館2階 地域交流ホール

時間：14時～16時30分

▶第2回訓練：令和7年12月13日（土）「被災後の住まいの復興を考える」

▶第3回訓練：令和8年2月17日（土）「被災後の地区的復興を考える」

※参加登録からでも「参加いただけます」

震災復興のためお申込みください。多くの方にご参加をお待ちしております。

既にお申込みいただいた方は再度のお申込みは不要です。

第1回訓練の様子

ホームページへの
アクセス
はこちらから

ガイドンスを実施しました！！

第1回訓練（令和7年10月15日）

「震災について学ぶ」の概要

ガイドンスとなる第1回訓練では、地域の方々18名にご参加いただき、「事前復興まちづくりについて学ぶ」と題して、区により訓練概要の説明のほか、「首都直下地震のイメージ」や「被災者支援制度」について説明がありました。特別講演では、「阪神淡路大震災から読み解く復興の流れや地盤調査復興の重要性」について学びました。講師の説明は以下のとおりでした。

(1)「被災前のくらしをいち早く取り戻すために」

東京都地域振興部 危機管理課

どなたでも
ご参加いただけます

ご登録いただけます

お申込みください

既にお申込みいただいた方は再度のお申込みは不要です。

第1回訓練の内容

- (1) 被災前のくらしをいち早く取り戻すために
葛西区 地域振興部 危機管理課
- (2) 避難のイメージ→(柳山 10月上旬)
- (3) 講演「地震のまことに早く学ぶ」
NPO法人 神戸まちづくり研究所
理事長 松原 永季 氏
- (4) 今後の予定
- (5) 講演 東京都立大学 中林 一樹 名誉教授

- ・首都直下地震発災時の葛西区の被害想定は能登半島震災での石川県全体の被害とほぼ同じとされています。区内の耐震化率（戸数）は95%であるものの、4,589戸の住宅全壊や5,373戸の傾倒、液状化の発生などの被害が想定されています。（※）
- ※首都直下地震による東京の被害想定（令和4年1月東京都公表）都心高層地震の場合は、傾倒建物は震源地震数をきまない。
- ・想定される避難所避難者数約11万3千人に対し、スフィア基準（国際基準）を適用すると、避難所の収容能力は約3万人に削減するため、被災そのものを減らす必要があります。「避難をしないで逃げづくり」として、前震診断・耐震改修成や地盤調査・液状化対策助成等、区の各種助成制度をぜひご活用ください。
- ・事前に制度の理解や周知を行なうため、「被災者生活支援ガイドブック」を作成しております。

ガイダンスアンケートのご意見への回答について は資料2をご覧ください。

西水元地区の一時集合場所・避難場所・避難所一覧

自治町会名	一時集合場所	避難場所	避難所
水元坂谷町会	葛美中学校 水元神社 白ゆり公園	水元公園	葛美中学校
水元坂谷南町会	葛美中学校 水元神社		
西水元坂谷町会	幸田小学校		
西水元猿中町会	幸田小学校 西水元つばさ公園		幸田小学校
西水元猿西町会	飯塚小学校		飯塚小学校
水元飯塚町会	飯塚なかよし児童遊園 水元飯塚公園		幸田小学校
西水元飯塚新町会	西水元宮田公園		葛美中学校
西水元団地自治会	みよし公園		
飯塚三四自治町会	南水元一丁目児童遊園		
さかえ自治会 親和自治会	南水元心れあい児童遊園		飯塚小学校
南水元一丁目むつみ自治会			
若草自治会	集会所		

2 葛飾区の被害想定と 地域協働復興を知る

(1) 葛飾区における震災被害の想定

冬の夕方18時 風速8m/sの場合

(焼失棟数には倒壊棟数を含まない)

想定地震		平成24年公表	令和4年公表	23区全体(令和4年)
		東京湾北部地震	都心南部直下地震	
建物被害	全壊棟数	7,446棟	4,589棟	77,031棟
火災被害	出火件数	43件	31件	533件
	焼失棟数	10,362棟	5,137棟	103,282棟
人的被害	死者数	500人	283人	5,722人
	負傷者数	5,515人	3,439人	84,965人
ライフライン被害	停電率	24.5%	15.6%	16.3%
	固定電話不通率	10.9%	5.5%	5.0%
	ガス供給停止率	67.0%	5.6%	31.2%
	断水率	71.2%	61.1%	34.1%
	下水道被害率	29.7%	7.0%	5.4%
避難者数		200,970人	169,051人	2,719,909人
帰宅困難者数		70,560人	31,738人	3,675,733人
自力脱出困難者数		2,113人	1,239人	29,429人

出典: 東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」令和4(2022年)年5月25日

7

ライフライン・インフラ 復旧時期の目安

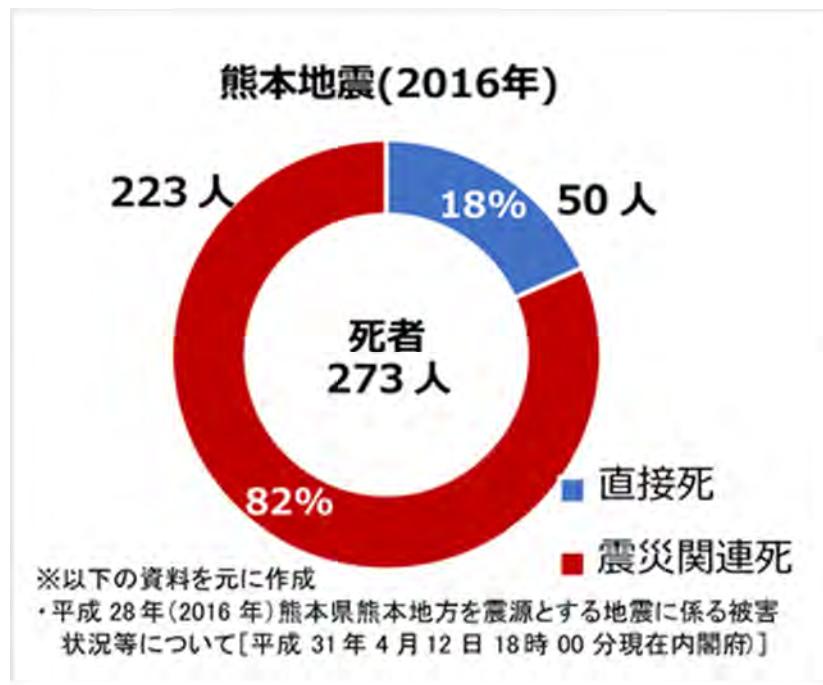
- 電気 … 1週間程度
- 都市ガス … 1~2か月程度
- 上水道 … 1か月以上
- 下水道 … 1か月以上
- ◆ 通信 … 2週間程度
- ◆ 鉄道 … 1か月以上
- ◆ 道路 … 1週間程度



8

■想定される間接被害

震災被害は直接被害だけではありません。
熊本地震では地震の揺れ等による直接死に対し、日常生活を送れずに亡くなる「震災関連死」が圧倒的に多くなっています。



このような間接被害を防ぐため、速やかな復興が必要です。

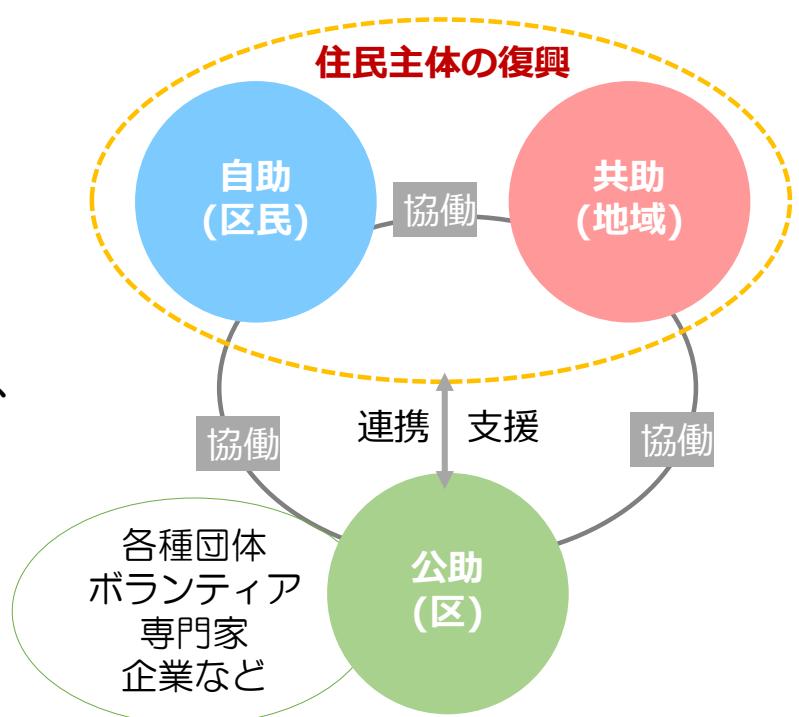
9

(2) 復興における自助・共助・公助

復興を進めるためには、まず被災者である区民自らによる取組が基本となります。（自助）

しかし、被害が大きくなるにつれて、個人の力では解決が困難な様々な課題が生じます。こうした課題に対処し復興を進める上では、地域が持っている力を生かすことが必要です。（共助）

区は、これらの自助・共助に基づく住民主体の復興を地区内外の団体、専門家などと連携して支援します。（公助）

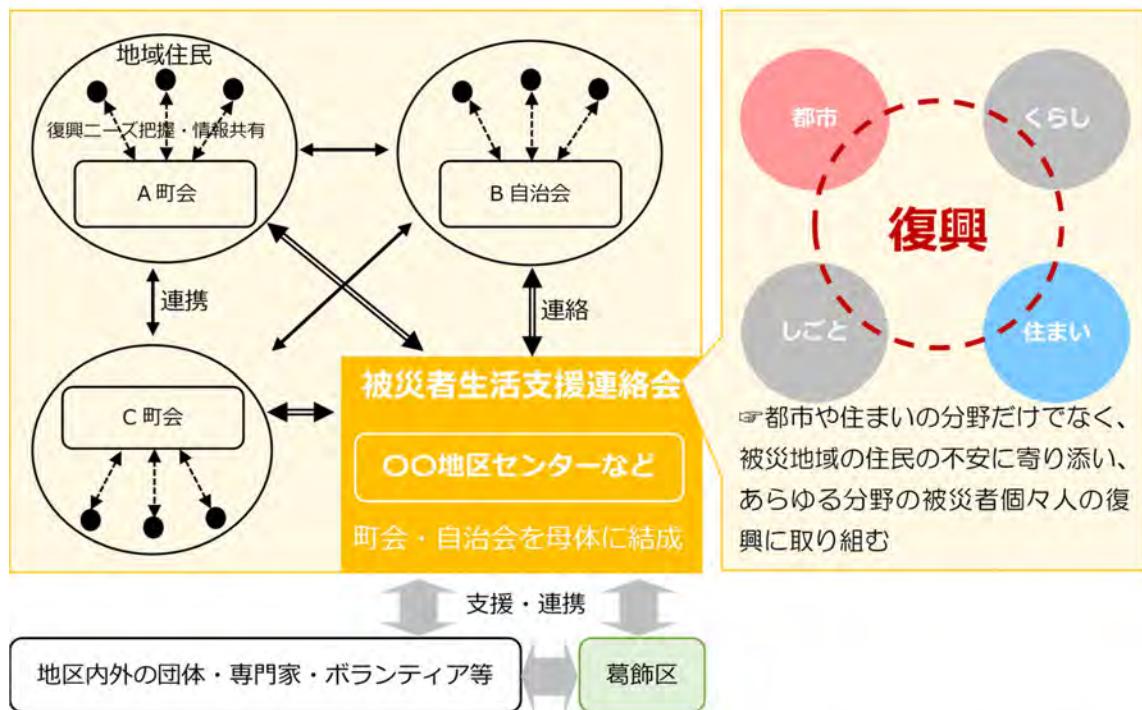


葛飾区では、自助・共助・公助が、責任をもってそれぞれの役割を果たし、連携を強化することで、震災からの地域協働復興を目指します。

10

(3) 葛飾区における地域協働復興の仕組み

地域協働復興は、日頃からのコミュニティを中心に進められます。



葛飾区では各町会・自治会が相互に被災生活に関するさまざまな情報を共有し、話し合いを行う会を「被災者生活支援連絡会」と呼び、あらゆる分野の復興に向けて区などと連携することを想定しています。11

(4) 復旧と復興の違い

都市と住まいの復興では、ただ震災前の状態に戻す復旧だけではなく、次の災害で同じ被害を出さないよう、より災害に強いまちや建物に造りなおすことが大切です。

復旧とは...

道路や電気・ガス・水道等の生活に不可欠なライフラインが被害を受けた場合、生活できるように元の状態に戻すことをいいます。

被災直後



JR新長田駅前 (1995.1.19)
写真提供：神戸市

復興とは...

「安全性の向上」「生活環境の向上」「産業の高度化や地域振興」など、被災前に比べて、生活のための環境をより良いものにしていくことをいいます。

復興後

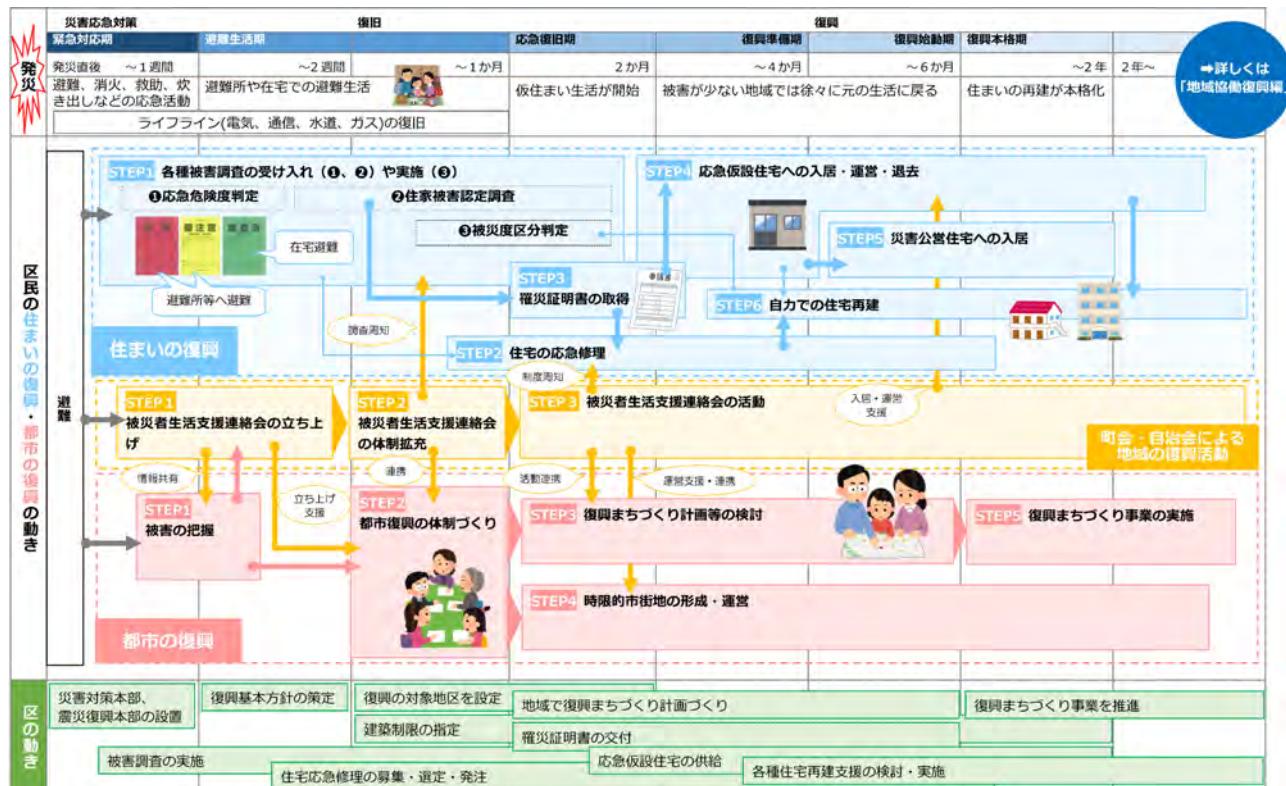


JR新長田駅前 (2006) /写真提供：神戸市

■復興の流れ(住まい・都市)

※資料4に挟んだ「都市と住まいの地域協働復興テキスト」をご覧ください

被災直後に避難や救助、消火活動などの緊急対応が行われたのち、避難生活や復旧活動が展開されます。被害が大きい場合に、その後の「まち」や「生活」の復興が最長で5~10年かかると考えられます。



3 グループワーク① <復興の手がかりを探そう>

班分け

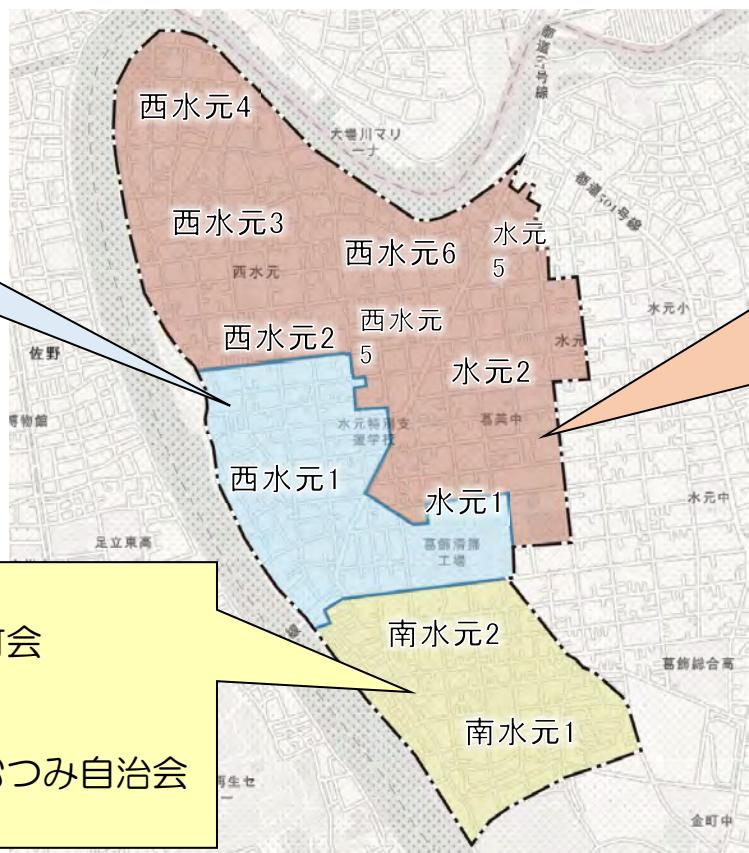
今回は、次の3班に分かれて、グループワークを実施します。

2班

西水元
飯塚新町会

3班

水元飯塚町会
飯塚三四自治町会
さかえ自治会
親和自治会
南水元一丁目むつみ自治会
若草自治会



1班

水元堺谷町会
水元堺谷南町会
西水元堺谷町会
西水元猿中町会
西水元猿西町会
西水元団地自治会

15

■西水元地区の歴史

〈地名の由来〉

- ・水元小合溜（旧名：小合溜井）は、1729年に江戸幕府が農業のために開削した葛西用水の貯水施設として設けられ、溜めた水を村々の田畠に流していたので『水の元』という意味から、この地域が水元と名づけられたと言われています。
- ・1889（明治22）年、江戸期の5つの村が合併し南葛飾郡水元村ができました。
- ・1932（昭和7）年には葛飾区の誕生に伴い、水元村は水元猿町、水元飯塚町、水元小合新町、水元小合上町、水元小合町となりました。その後、1981（昭和56）年には住居表示の施行により、西水元、水元、東水元、南水元、水元公園へと再編され、現在に至っています。



水元小合溜(1936〔昭和11〕年)

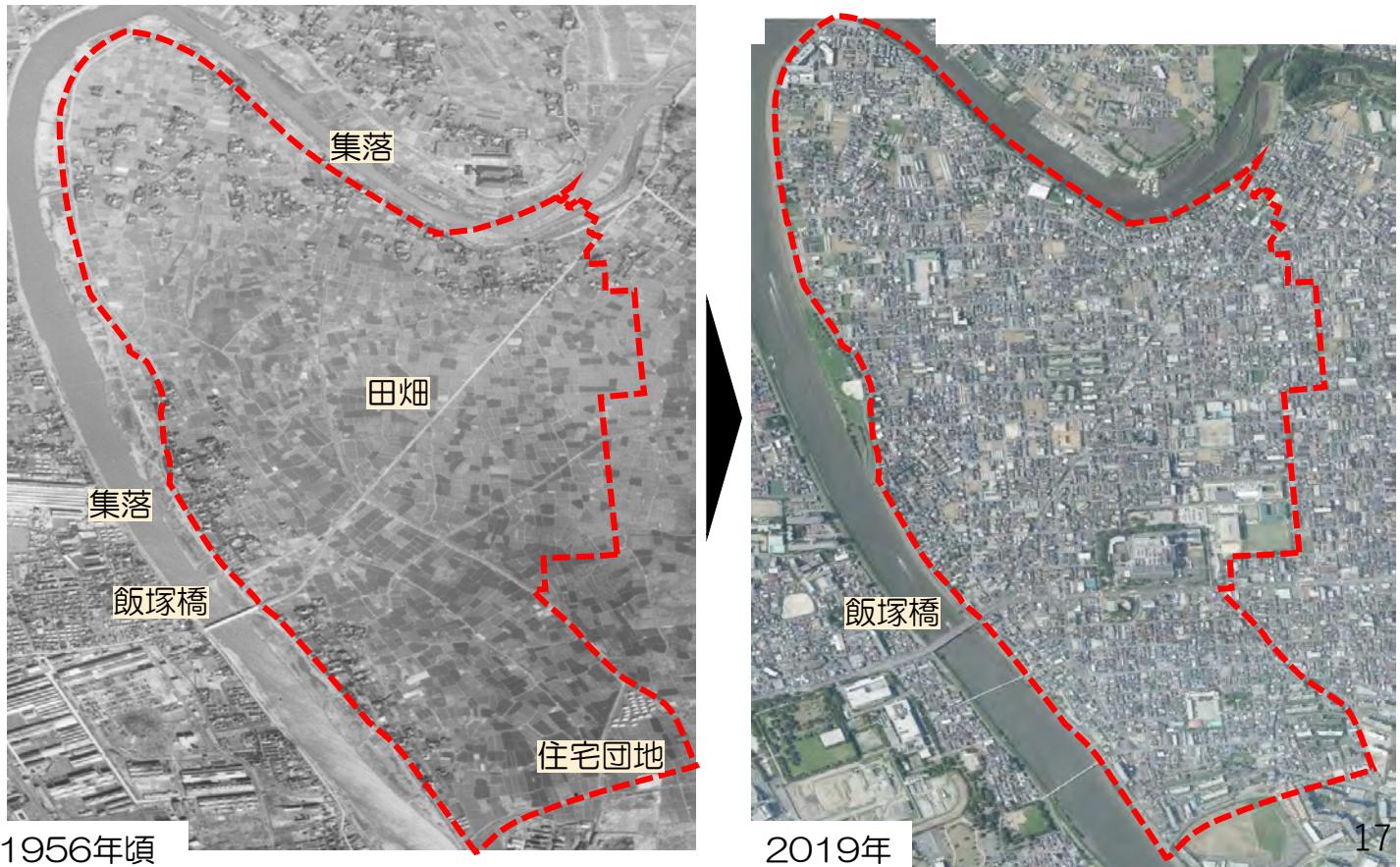


葛飾清掃工場周辺(1980〔昭和55〕年) 16

■市街地の変遷

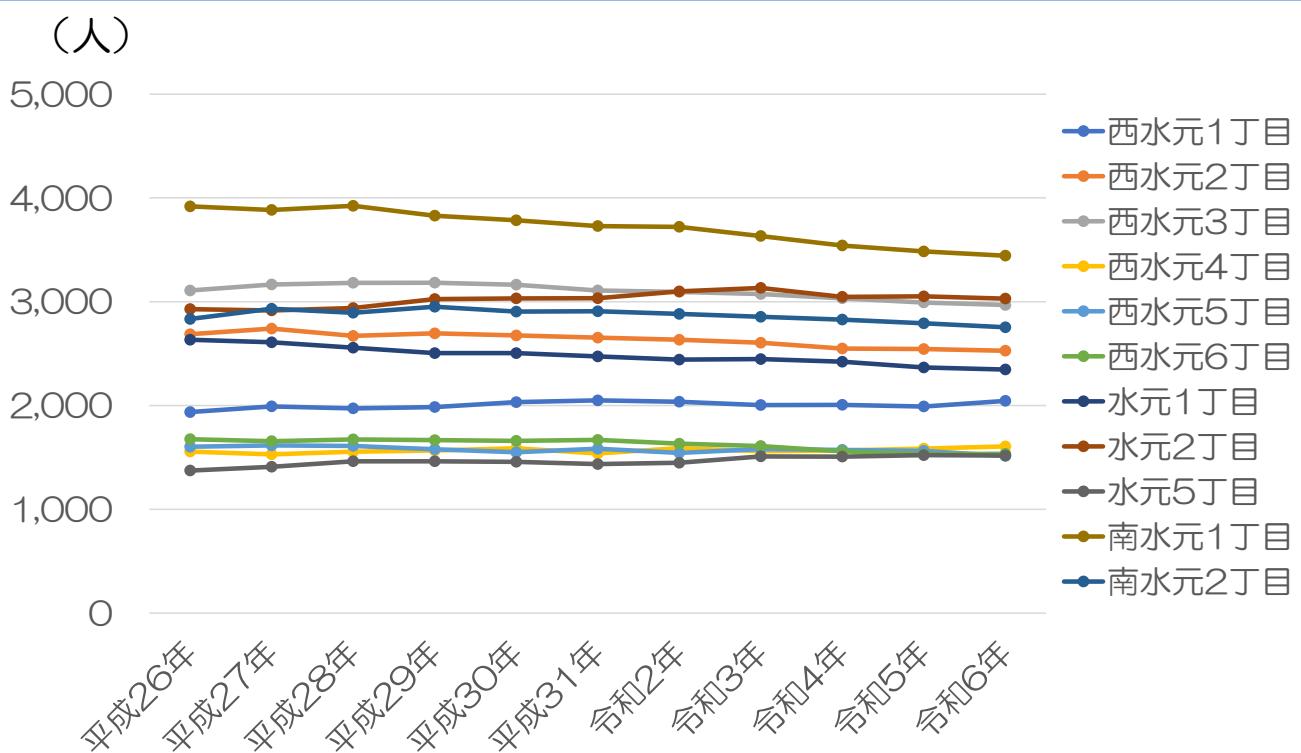
「地理空間情報ライブラリー/国土地理院」より作成

1956年頃には田畠であった土地に徐々に市街地が形成されていきました。



■人口の推移

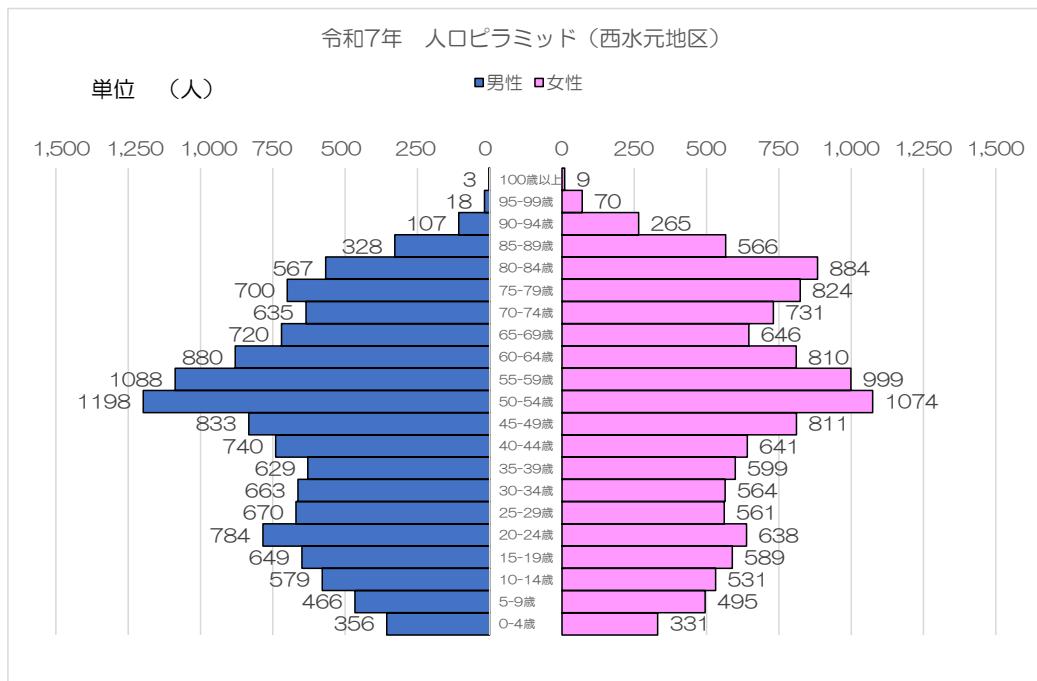
「住民基本台帳/葛飾区(各年1月1日)」より作成



人口は、地区全体（現状：約25,290人）で見ると微減傾向にあり、大部分の町丁目では減少もしくは横ばいの傾向にあります。ただし水元1丁目では、近年は増加傾向となった年もみられます。

■世代別人口

「住民基本台帳葛飾区(令和7年3月1日)」より作成

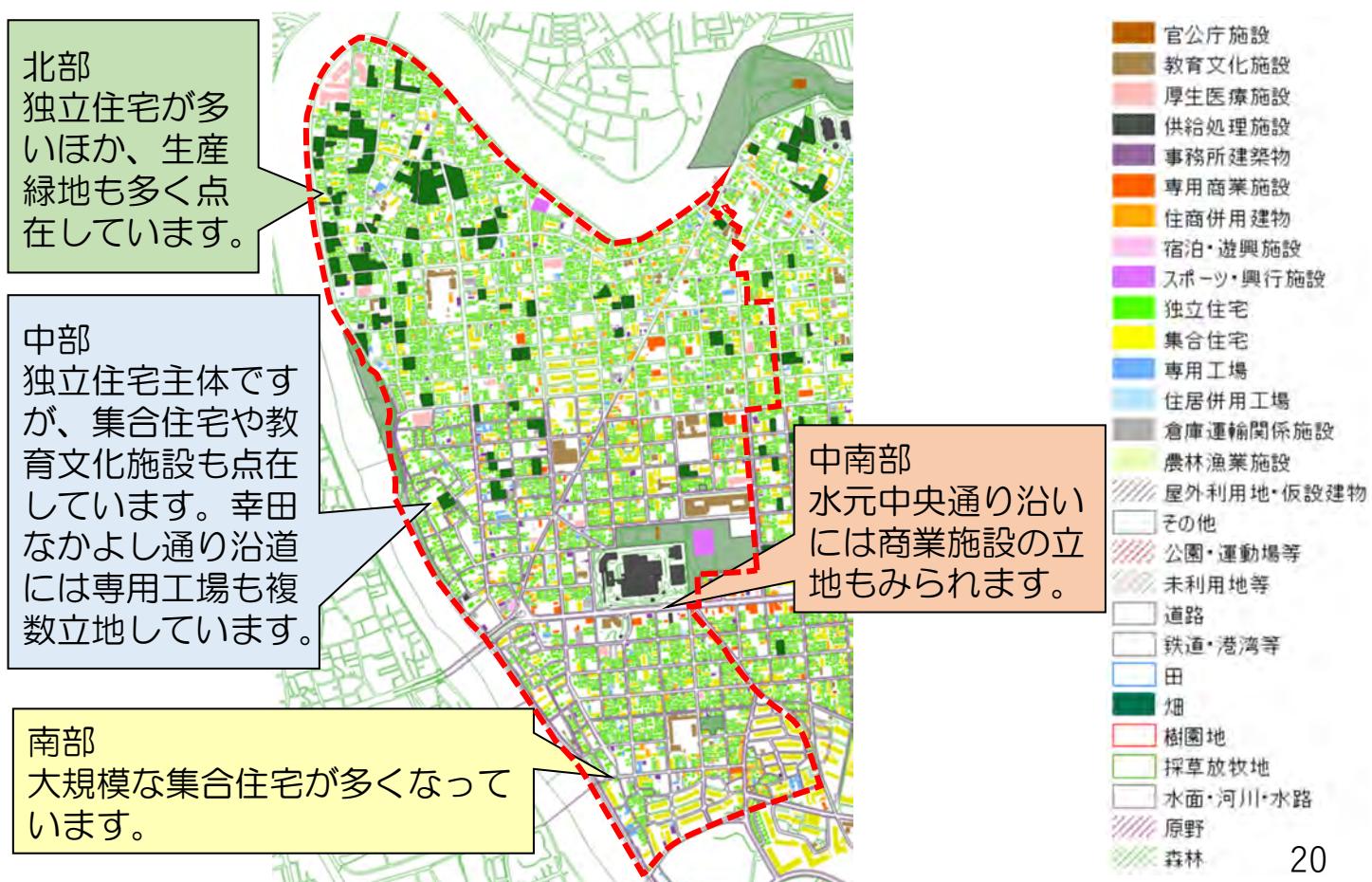


年代別では50-54歳が最も多く、現状のまま推移した場合、将来的に高齢化がより高まる可能性があります。

19

■土地利用の現況

「令和3年度土地利用現況調査/東京都」より作成



20

■建物の現状（階数）

「令和3年度土地利用現況調査/東京都」より作成



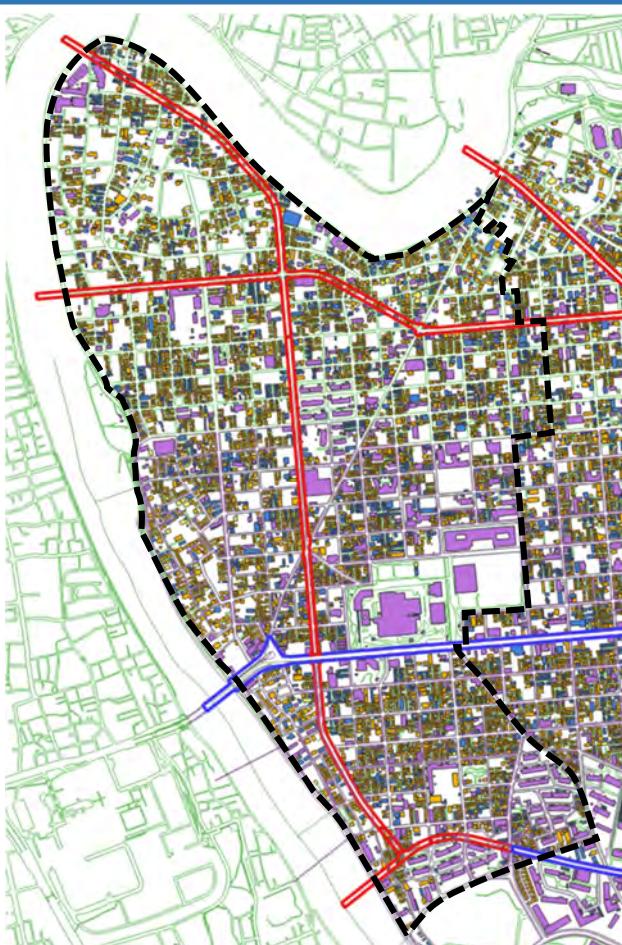
- 低層(地上1階)
- 低層(地上2階)
- 低層(地上3階)
- 中層(地上4~7階)
- 高層(地上8~15階)

地区の大部分は3階建て以下の低層建物となっています。都営住宅等の集合住宅は中層建物が主体ですが、地区中央部と南部には、8階建て以上の高層住宅も一部みられます。

21

■建物の現状（構造）

「令和3年度土地利用現況調査/東京都」より作成



地区内の小規模な建物の大部分が防火造もしくは木造となっています。整備済の都市計画道路（水元中央通り）の沿道には耐火造の建物が多くみられます。

耐火造
柱、壁、屋根などが、
鉄筋コンクリートや
耐火被覆した鉄骨造など
の耐火構造としたもの

準耐火造
柱、壁、屋根などを
不燃材料としたもの、
耐火被覆した木造など

防火造
屋根及び外壁が
不燃材料であるもの
(柱、はりなどは木造)

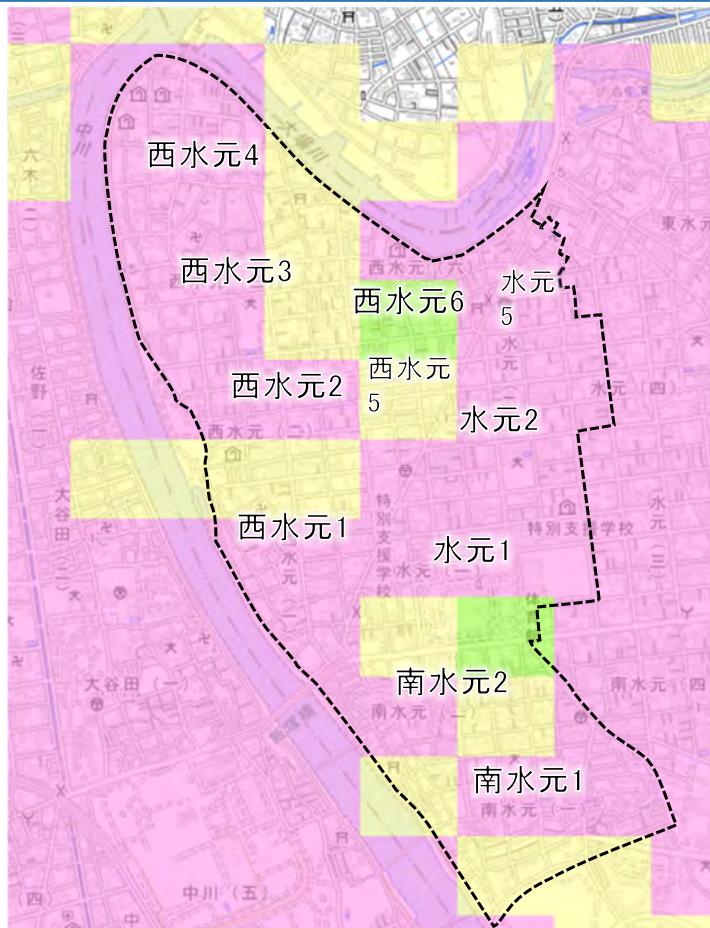
木造
柱、はり、軒下、外壁等
が木造であるもの

- 都市計画道路（事業完了）
- 都市計画道路（事業未完了）

22

■液状化被害想定

「東京の液状化予測図 令和5年度改訂版」より作成



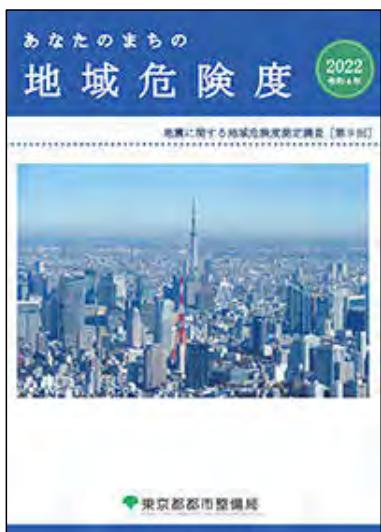
- 液状化の可能性が低い地域
- 液状化の可能性がある地域
- 液状化の可能性が高い地域

西水元地区では「液状化の可能性が高い地域」が地区の半分以上を占め、液状化リスクが高くなっています。しかし、西水元6丁目の一部と、水元1及び南水元2丁目の一部には「液状化の可能性が低い地域」もみられます。

23

■地震に関する地域危険度測定調査（第9回）/東京都

都内の市街化区域の5,192町丁目について、各地域における地震に関する危険性を推定。



- 建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）
- 火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）
- 総合危険度
(上記指標に災害時活動困難度を加味して総合化したもの)

地域危険度はそれぞれの危険度について、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクに分けて、以下のように相対的に評価しています。

危険性が低い ← → 危険性が高い

ランク	ランク	ランク	ランク	ランク
1	2	3	4	5
2,344 町丁目 45.2%	1,653 町丁目 31.8%	822 町丁目 15.8%	288 町丁目 5.6%	85 町丁目 1.6%

24

■地域危険度（倒壊）

「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)/東京都」より作成



危険性が低い → 危険性が高い

ランク	1	ランク	2	ランク	3	ランク	4	ランク	5					
2,344	町丁目	45.2%	1,653	町丁目	31.8%	822	町丁目	15.8%	288	町丁目	5.6%	85	町丁目	1.6%

水元1丁目、西水元5丁目以外の町丁目は倒壊危険度が3となっています。
水元1丁目、西水元5丁目の倒壊危険度は2となっています。

25

■地域危険度（火災）

「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)/東京都」より作成



危険性が低い → 危険性が高い

ランク	1	ランク	2	ランク	3	ランク	4	ランク	5					
2,344	町丁目	45.2%	1,653	町丁目	31.8%	822	町丁目	15.8%	288	町丁目	5.6%	85	町丁目	1.6%

水元1・5丁目及び西水元4・5丁目以外の町丁目は火災危険度が3となっています。
水元1・5丁目と西水元4・5丁目の火災危険度は2となっています。

26

■地域危険度（総合）

「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)/東京都」より作成



西水元1・2・4・6丁目及び
南水元2丁目は総合危険度が
3となっています。
水元1・2・5丁目と西水元
3・5丁目及び南水元1丁目
の総合危険度は2となっています。

27

■都市計画の位置づけ



- 都市計画道路(事業完了)
- 都市計画道路(事業未完了)
- 公園緑地
- 生産緑地
- 土地区画整理事業
- 耕地整理事業
- 土地改良事業
- 土地区画整理事業
を施行すべき区域

地区中央部と南西部は土地区画整理事業を実施済です。それ以外の大部分は「土地区画整理事業を施行すべき区域」に指定されていますが、農地だった時代に「土地改良事業」が行われた地区が多いため、道路は一定間隔で整備されています。また都市計画道路については、地区の北部や南部に、現道がない未完了の区間があります。

28

■道路現況



- 道路法による道路
 - 都市計画道路(事業完了)
 - 位置指定道路
 - 二項道路
 - 公園緑地
-
- 都市計画道路(事業完了)
 - 都市計画道路(事業未完了)

全体的には「道路法による道路」がほぼ一定間隔で整備されているものの、街区が大きめであるため、「位置指定道路」が多くみられます。これらの道路の大部分は、行き止まり道路となっています。なお、「二項道路」は幅4m以下の狭い道です。

29

■公園・児童遊園



◆公園・児童遊園等

公園の名称
水元スポーツセンター公園
水元飯塚公園
いいづか公園
いりや南公園
いりや公園
西水元宮田公園
西水元つばき公園
西水元つかのこし公園
西水元三丁目公園
西水元五丁目公園
西水元こうだ公園
西水元猿西公園
西水元つばさ公園
飯塚なかよし公園
ゆうがお公園
飯塚平安第一公園
飯塚平安第二公園
みよし公園
※ 西水元水辺の公園
※ 白ゆり公園

児童遊園等の名称
大場川児童遊園
吾妻児童遊園
南水元一丁目児童遊園
南水元ふれあい児童遊園
水元ふれあい広場
ひまわり広場
飯塚子ども会スポーツ広場

公園・児童遊園等は地区内に25か所あります。

このうち防災活動拠点は水元スポーツセンター公園、いいづか公園、水元飯塚公園の3か所です。

※印は地区に隣接する公園で上記の数には含みません。

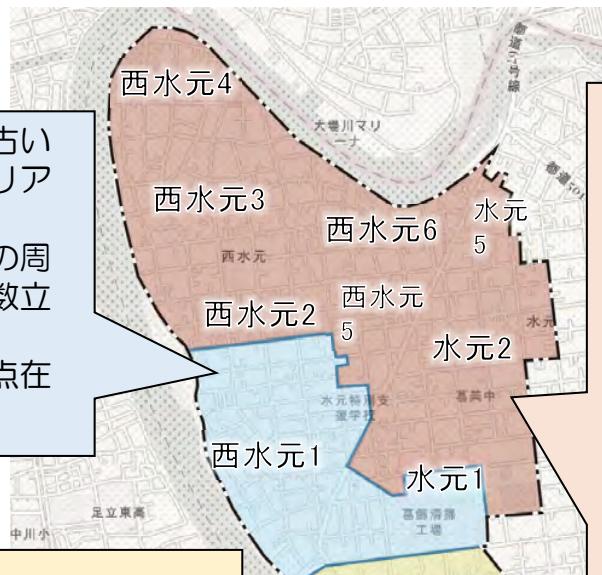
30

まち歩きの報告（概要）

西水元地区の歴史、現状やまち歩きの結果から各班の地域の概要や、地区全体にかかる施設を整理しました。

2班

- 地区の一部には、古い建物が密集したエリアがあります。
- 幸田なかよし通りの周辺には、工場が複数立地しています。
- 古いブロック塀が点在しています。



3班

- 水元中央通りの南側は低層住宅を中心の住宅街です。
- 地区の南側には都営住宅など集合住宅が多く立地しています。
- 団地敷地内の広場を災害時にどう活用できるでしょうか。



1班

- 一部には建物が密集したエリアがあります。
- 地区の北西側には、防災兼用農業井戸がある生産緑地や防災協力農地が点在しています。
- 幸田小学校の周辺には、比較的広い駐車場や空地など、災害時に活用できそうな場所が見られます。
- 西水元4丁目には福祉施設が複数立地しています。
- 古いブロック塀が点在しています。

31

まち歩きの報告

※資料5「まち歩き報告」をご覧ください

西水元地区 まち歩き報告



32

まち歩きの結果報告と意見交換

まち歩きの点検項目に基づき、区が事前に点検したまち歩きの結果を各班で報告し、意見交換を行います。
意見交換は以下の流れで進めていきます。

STEP1

各班の進行役がまち歩き結果のマップと写真を用いて、災害時の危険性や、復興の際どのように使えそうか、などについて問い合わせます。

STEP2

皆さんには進行役の問い合わせに對して、意見を出してもらいます。

例えば・・・

- ・危険なので復興の際はこう改善したい
- ・まちの特徴として将来に残していきたい
- ・応急仮設住宅を建設できそう
- ・ほかにもこんな資源・危険性があるよ

マップにない場合は
ストリートビューで確認！

など

またその際、疑問等があれば、進行役に聞いてみてください。

STEP3

皆さんからの意見を踏まえ、各班の進行役が、**a.復興時にも残したい資源**や**b.災害時に役立つ資源**、あるいは**c.危険個所・課題**等について説明しながら進め、地域の良いところや課題をまとめていきます。 33

グループワーク② 被災後の「住まい」の復興を考える

被災後、皆さんは「どこで」「どのように」住宅を再建していきますか？
またその際に、お金はどのくらいかかる、と思いますか？
演習②では、被災後の「住まい」の復興について考えてきましょう！



(1) 被災後はどんな調査をするの?

まちや家屋の被害を調べるために各種調査が行われます。

① 応急危険度判定 (発災直後から10日程度)

余震等による、建物の倒壊や窓ガラス落下等による二次災害を防止するため、建物の当面の使用可否について判定します。

自宅が無被害でも、周囲の状況によって「危険」と判定されることがあります。

② 住家被害認定調査 (1週間から6ヶ月程度)

区が住宅の被害の程度を認定し、罹災証明書を交付します。罹災証明書は、各種被災者支援制度を利用するために必要で、復興のパスポートとも言えます。

一部損壊	準半壊	半壊	中規模半壊	大規模半壊	全壊
損害割合 10%未満 20%未満	10%以上 20%未満	20%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上

※住家の主要な構成要素の経済的被害が、住家全体に占める損害割合

③ 被災度区分判定 (1ヶ月から2ヶ月程度)

建物を引き続き利用することが可能か、どのような補修・補強をしたら良いかを把握します。

建築物の所有者が専門家に依頼するものです！

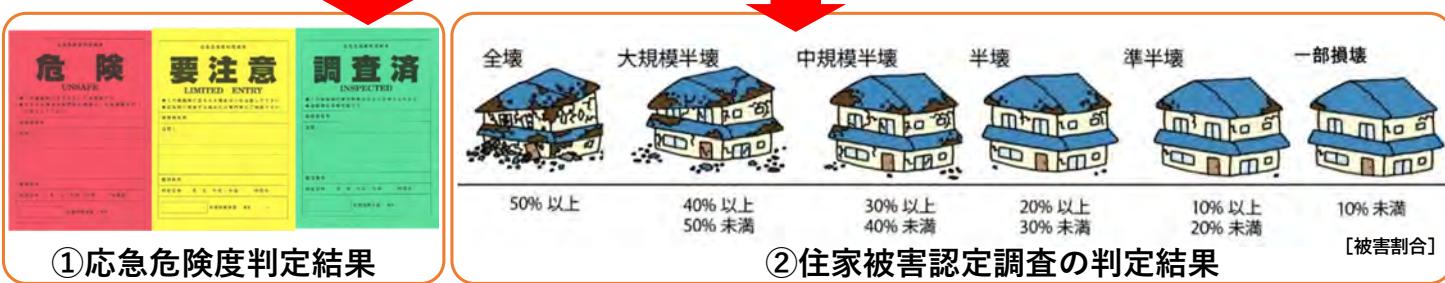


35

地震後の建物調査の種類

内閣府HP、(一財)日本建築防災協会HPより

	① 応急危険度判定	② 住家被害認定調査	③ 被災度区分判定
目的	地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、応急的に建物の安全性をチェックする。	罹災証明書の発行を目的として、建築物の資産価値的な面(損傷の程度)を調査する。	被災の程度を評価し復旧の要否(補修、補強、解体)を構造的な観点から判定する。
実施主体	区市町村	所有者	所有者
調査員	応急危険度判定士 ※要資格	行政職員 (所有者から行政に申請)	建築構造技術者 (所有者から建築士に依頼) ※要資格
調査方法	外観+内部調査(状況による)	一次調査：外観調査のみ 二次調査※：外観+内部調査 ※再調査を申請した場合	外観+内部調査
判定結果	危険 / 要注意 / 調査済 (赤紙) (黄紙) (緑紙)	全壊 / 大規模半壊 / 中規模半壊 半壊 / 準半壊 / 一部損壊	倒壊 / 大破 / 中破 小破 / 軽微



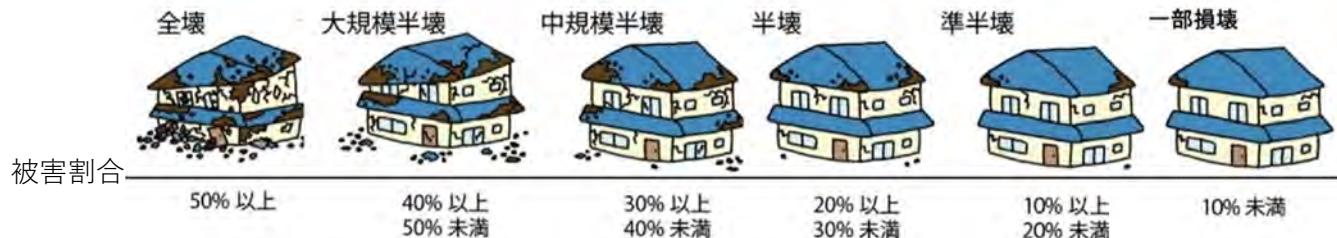
①応急危険度判定の事例

石川県HP（令和6年度能登半島地震アーカイブ）より



②住家被害認定調査の事例

内閣府HPより



判定の目安

- 全壊 : 損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの
- 大規模半壊 : 半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ使用不可
- 半壊 : 損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの



全壊

外観のみで簡易判定



壁 : 損傷程度50%

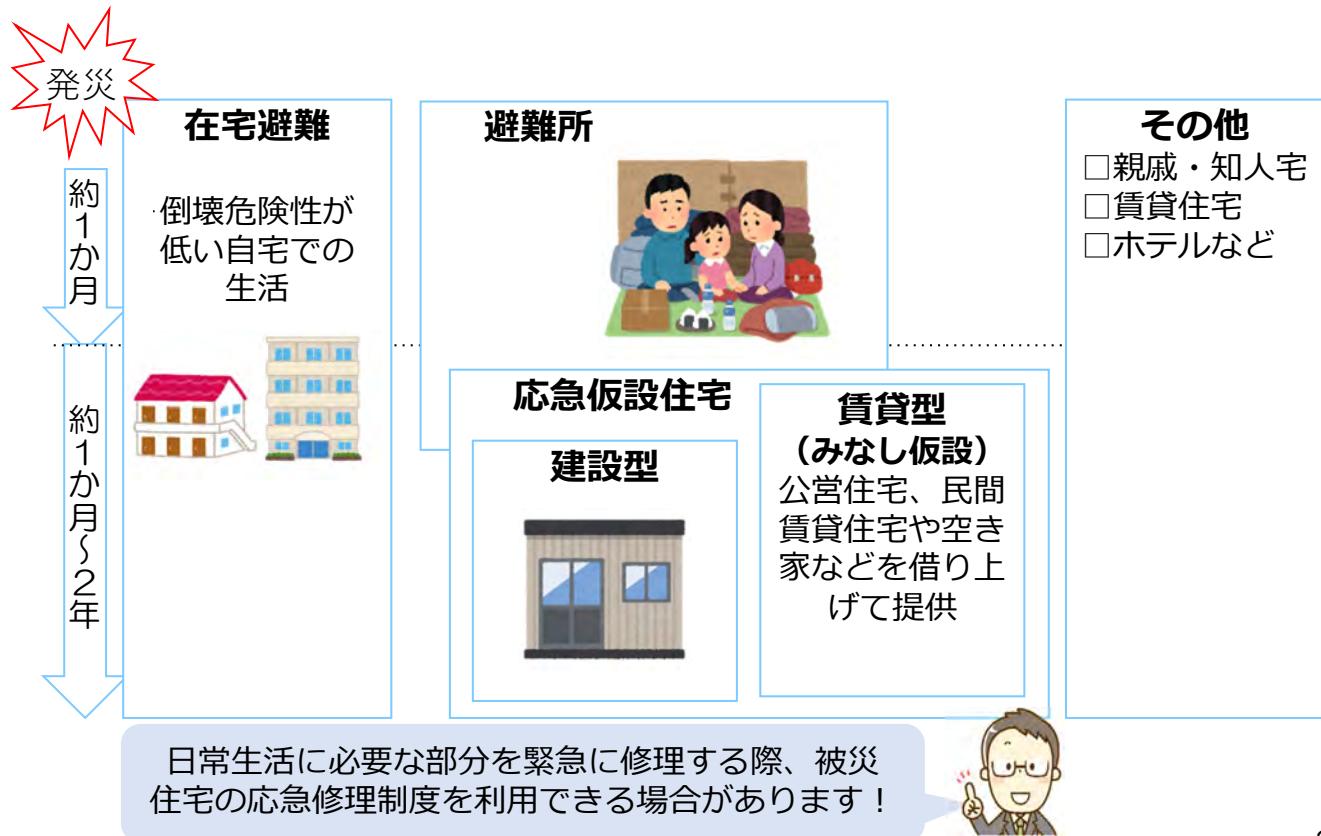
部位別の損害割合を合計して住家の被害割合を算出



建具 : 損傷程度25%

(2) 被災後はどこで生活するの？

被災後の生活の場となる仮住まいには、以下のような場所が考えられます。

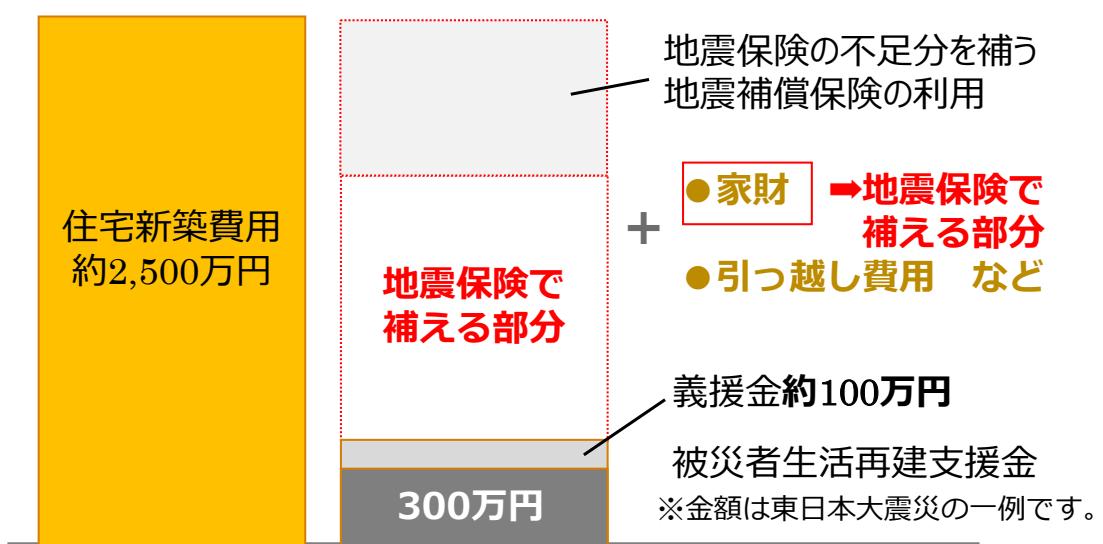


39

(3) 住まいの再建にはどのくらいお金がかかるの？

被災した際の住宅の建て替えには多額の費用を要し、公的支援だけでは不足するため、災害保険の活用が不可欠です。

公助・共助で受け取れる金額（東日本大震災の戸建て住宅新築費用例）



内閣府「水害・地震から我が家を守る 保険・共済加入のすすめ」をもとに作成

火災保険では、「地震を原因とする損壊や延焼・拡大した損害」は補償されません。地震保険で補償されます。一般的に火災保険とあわせた契約が必要です。詳細を確認のうえ、災害保険の加入や見直しを検討しましょう。



40

(4) すぐに住まいの再建ができるわけではないの？

住宅の建て替えは、すぐにできるわけではありません。大きな被害を受けた地区で、無秩序に従前の敷地に家を建て直してしまうと、もとの防災性の低いまちがそのまま再生されてしまうかもしれません。

災害に強いまちとして復興するため、区域を定めて、最長2年間、建築を制限することがあります。

例えば、

「木造平屋建て（地下なし）の建物しか建てることができない」
などの制限が一定期間かかる場合があります。



木造平屋建て
(地下なし)



コンクリート造
4階建て

この建築制限のほか、災害ガレキの処理や被災建物の解体が進まないと、再建に着手できない状況となる場合があります。

41

演習②：被災後の『住まい』の復興を考えよう！

あなたは西水元地区在住の「東京さん」です。

被災後、仮住まいや自宅の再建はどのようにしますか？またその選択をした理由は何ですか？

被災にあった想定で、被災後の住まいの復興を考えてみましょう！

東京 次郎 (65) 	1班 ●世帯構成 父(65) 母(62) 孫(42) 孫(23) ●地区内居住歴 3年 ●職業 生鮮食品店経営 (家族経営) 商店会員	東京 太郎 (72) 	2班 ●世帯構成 父(70) 地区内居住歴 7年 ●職業 自営業 (家族経営) 商店会員	東京 三郎 (40) 	3班 ●世帯構成 父(40) 母(38) 地区内居住歴 3年 ●職業 商店会員(夫歴5年) 商店会員
被害状況 近隣商店街(木造2階)倒壊 	●必急令候度判定 ●住家被災認定調査 ●被災度区分判定 ●被災街区の被害状況 	被害状況 近隣商店街(木造2階)倒壊 	●必急令候度判定 ●住家被災認定調査 ●被災度区分判定 ●被災街区の被害状況 	被害状況 分譲マンション(木造5階)倒壊 倒壊 「危険」 「倒壊」 「倒壊不可」 「小被害地区」 	●必急令候度判定 ●住家被災認定調査 ●被災度区分判定 ●被災街区の被害状況
復興のポイント ●被災前の営業を継続し、商店会の 組織を考えている ●平屋となった店舗兼住居は、どのように 復旧すべきか ●生鮮食品店を継続する場合、復興までどこ で仕事を続けるべきか 	復興のポイント ●被災72年で、町長 ●被災72年で、地区内商店会会員 ●既存の被災戸数と連携した住宅再建(共同 化ともも)の可能性や、共同戻りを呼んで 二世帯住宅による再建もありうるか 	復興のポイント ●インフラ復旧までの期間をどう過ごすか ●被災業者の修理を行なうにあたり、賃貸組合 の合意形成が必要となる ●被災の人大きった地域の復興のために できることはなにか 			

※ グループごとに
それぞれ別の
「東京さん」を
設定しています。

→ワークシート①

42

演習②：被災後の『住まい』の復興を考えよう！

ワークシート

ワークシート①：被災後の「住まい」の復興を考えよう！

あなたは西水元地区在住の「東京さん」です（設定）。被災後、仮住まいや自宅の再建はどのようにしますか？
またその選択をした理由は何ですか？状況付与に応じて、住まいの再建の方法を選択・チェックし、その理由を書いてみましょう！

それぞれの世帯でさまざまな課題が生じています。
まちの被害状況や復興のポイントを考慮して考えて
みましょう！



Q1. 東京さんにはどのような「住まいの復興」が必要だと思いますか？

災害応急対策		復旧			復興		
緊急対応場	避難生活期	応急復旧期	復興準備期	復興始動期	復興本格期		
発災直後～1週間	～2週間	～1か月	2か月	～4か月	～6か月	2年～	
自分の建物が健全であっても、隣家が倒壊していく可能性があるなど、周囲の状況によっては「危険（赤色）」と判定されることがあります。				応急仮設住宅の入居申請をしても、希望者が多い場合、入居できない場合もあります。			
Q2. 被害状況から見てどこで避難生活をしますか？		Q3. どこで仮住まいを過ごしますか？		Q4. どのように住まいの再建をしますか？			
<input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 福祉避難所 <input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> その他 □親戚・知人宅 □賃貸住宅 □ホテル □その他 _____		<input type="checkbox"/> 応急仮設住宅 (□建設型 □福祉仮設 □賃貸型(みなし仮設))		<input type="checkbox"/> 在宅避難 <input type="checkbox"/> 応急修理を実施した自宅 <input type="checkbox"/> その他 □親戚・知人宅 □賃貸住宅 □ホテル□その他 _____			
日常生活に必要な部分を緊急に修理する際、被災住宅の応急修理制度を利用できる場合があります！				応急修理の期間が1か月を超える場合で、自宅が半壊(住居として利用できない場合)以上の被害を受け、仮住まいの確保が困難な場合は6か月の期間付きで応急仮設住宅の入居ができるようになりました。			
02 選択の理由と条件		03 選択の理由と条件		04 選択の理由と条件			
選題		選題		選題			

住宅の再建を検討した結果
から普段からできる取り組みをチェックしてみましょう！

- 耐震診断・耐震補強
- 地震保険への加入
- 耐火性の高い建物への改修
- その他
(_____)

5 発表

6 講評

《次回の予定》



日時：2月7日(土)
14:00～16:30

場所：水元総合スポーツセンター

体育館2階、地域交流ホール

内容：被災後の都市の復興を考えよう